

亶理町地域防災計画の見直しについて

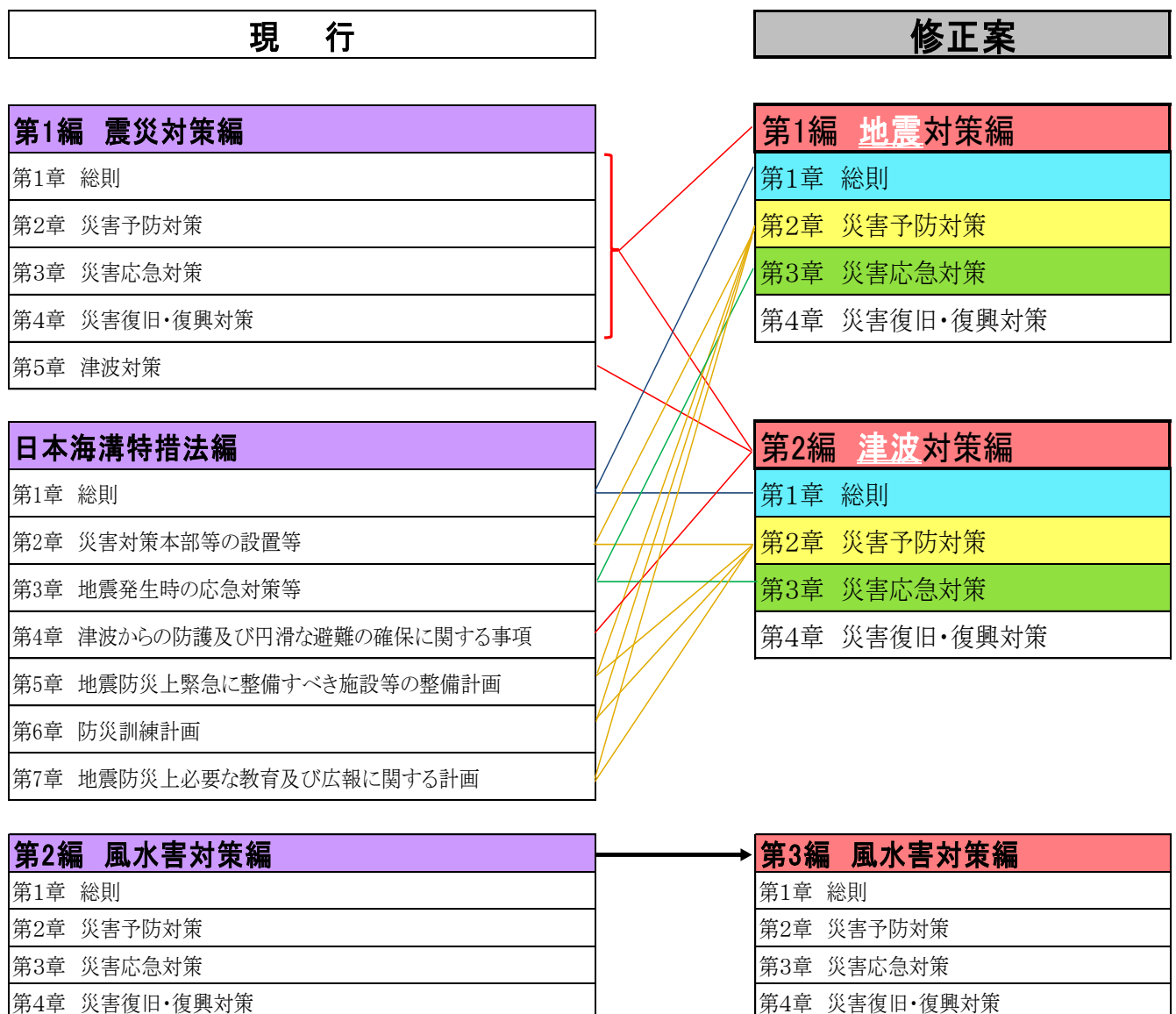
1. 現在の状況

東日本大震災の発生を受け、国では防災基本計画の見直し、宮城県では地域防災計画の見直しが行われており、地震・津波の想定の見直しをはじめ、避難行動のための体制整備や防災意識の向上、発災時等の情報の収集・伝達の強化、自主防災組織の育成等の対策について検討が進められているところであります。

大震災により被災した本町では、地域防災計画の見直しが急務であります。また、東日本大震災の教訓や課題、国や県の最新の動向を反映する必要があるとともに、災害時要援護者支援対策や地域の防災力の向上、津波災害への十分な備えなど新たな課題も生じております。

そこで、今回地域防災計画を見直しするにあたり、町として取り組むべき内容や災害に強い組織づくり・人づくり、災害に備えた体制づくり等を総合的に検討するため、各関係機関等から意見や要望を収集しながら計画見直しを進めていきたいと考えております。

2. 地域防災計画の構成（案）



3. 想定する地震

前計画まで想定してきた地震は、宮城県沖地震（単独型・連動型）及び長町―利府断層による地震であったが、新たに東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震を想定に加えることとします。

4. 国から示されている主な検討項目

（１）災害対策本部機能の強化

庁舎の被災による災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等への対応

- ・ 庁舎
- ・ 代替施設の確保
- ・ 電源・機材の確保体制の点検・整備

（２）円滑な初動体制の確立

災害発生時から時系列災害対応の明示、災害対応の優先度の設定

- ・ 防災施設・職員の被災を想定した業務継続計画（BCP）の策定
- ・ 人材の育成

（３）避難指示等の災害情報の伝達方法・伝達体制の多様化

町民への迅速かつ的確な避難行動のため、避難指示等の災害情報の伝達方法の多様化への対応、伝達体制の整備

- ・ 伝達体制の整備
- ・ 伝達手段の多様化

（４）防災業務従事者の安全確保

- ・ 職員の安全確保の方策と初動体制の整備
- ・ 防災対応や避難誘導に係る行動ルールの方策

（５）住民の安否確認の強化

迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供への対応

- ・ 住民の安否確認、情報提供の体制整備、システム構築
- ・ 全国避難者情報システム（総務省）の周知

（６）計画的な災害用資機材等の備蓄・輸送

- ・ 非常用電源設備や災害用資機材の備蓄の拡大と分散備蓄
- ・ 物資・燃料の供給協定、民間流通備蓄の活用
- ・ 要援護者や女性等に配慮した災害物資の備蓄
- ・ 避難所運営訓練の実施
- ・ 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入

（７）広域的な協力体制の強化

- ・ 災害時の相互応援体制の整備
- ・ 外部からの受援計画の整備

（８）町民の防災意識向上のための普及啓発

- ・ 迅速かつ安全な避難行動習得のための訓練の実施等防災知識の普及啓発
- ・ 防災教育の実施

- ・災害に係る資料の収集・保存・公開

(9) 災害時要援護者の支援対策

災害時の避難行動において、何らかの手助けが必要な災害時要援護者の支援対策の強化

- ・自主防災組織と連携した支援体制の構築

(10) 避難所機能の強化

災害の種類や地域性を考慮した避難所機能の強化

- ・避難所、避難場所の見直し
- ・女性や子育て家庭等多様な生活者のニーズへの配慮
- ・地域完結型の備蓄施設の確保

(11) 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所での生活長期化に対応するためのハード、ソフト両面からの環境整備

- ・衛生対策（し尿処理、水道、下水道）
- ・二次被害の防止対策
- ・被災者の健康管理、衛生管理体制の整備
- ・避難所、不在住宅等の防犯対策

(12) 複合災害への対応

対策本部間の連絡・調整、要員や資機材の投入計画の作成、複合災害を想定した訓練

- ・対策本部間の連絡・調整
- ・要員の投入計画作成
- ・資機材の投入計画作成
- ・複合災害を想定した訓練

(13) 相互応援等の円滑化や民間団体間における協定締結

地方自治体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えや民間団体間における協定締結等の推進

- ・受援・支援計画の作成、協定の締結
- ・民間団体間の物資調達や供給協定

(14) 広域的な避難者に対する対策

広域的な避難者について、避難元と避難先の地方公共団体の連携強化、被災者の受入れ（広域一時滞在）協定締結の推進

- ・避難者情報の共有による情報や物資の避難者への確実な送付
- ・被災者の受入れ（広域一時滞在）協定締結の推進

(15) 多様な主体による協働防災訓練の実施

- ・防災関係機関ほか、学校、NPO など多様な主体の参加促進

5. 町で検討すべき主な項目

亘理町地域防災計画 震災対策編 第2章 災害予防対策（平成20年3月策定）

第7節 ライフライン施設等の災害予防対策

- ・非常用電源設備や非常用燃料の備蓄
- ・生活用水（トイレ用）の供給

第9節 職員の配備体制

- ・勤務時間外（夜間・休日）における職員の初動体制の再確認
- ・避難誘導時の安全管理

第10節 情報収集・伝達体制の整備

- ・防災無線の増設
- ・メール配信、FMラジオ等の活用

第11節 防災活動拠点等の整備

- ・防災活動拠点施設整備（役場庁舎・備蓄倉庫）
- ・庁舎が被災した場合の代替施設の確保

第12節 相互応援活動

- ・応援協定の締結
- ・応援協力要請及び受援態勢の確保
- ・避難勧告、避難指示の

第16節 避難収容対策

- ・避難所周辺の駐車場の確保
- ・避難所としての亘理高校の指定
- ・ペットの受け入れ態勢

第17節 食料、飲料水及び生活物資の確保

- ・支援物資の受け入れ及び配付
- ・民間企業との協定による流通在庫備蓄の確保
- ・女性や乳幼児、高齢者等に配慮した物資の備蓄

第18節 ボランティアの受け入れ

- ・社会福祉協議会との連携

第21節 防災知識の普及

- ・職員用防災研修会の開催
- ・町民の防災意識の高める防災訓練の開催
- ・小中学校における防災教育の推進
- ・保育所、児童館における防災訓練の充実

第23節 自主防災組織の育成

- ・防災訓練や研修会等の開催による人材育成
- ・各地区単位での防災訓練の実施
- ・災害時要援護者の情報把握

第3章 災害応急対策

第12節 避難体制の整備

- ・津波からの避難
- ・避難道路、津波避難タワーの整備
- ・避難誘導員（消防団員・自主防災会長等）の安全確保

6. 庁内検討体制：各班長を中心とした庁内調整

今回、地域防災計画を修正するにあたり、職員の意識づけや動機づけを考慮し、行政機関として取り組むべき内容を中心に、災害に強い組織・人づくり、災害に備えた体制づくり等を総合的に検討するため、庁内検討体制として各班長を中心とした庁内調整を実施します。

各課各班には、「4. 国から示されている主な検討項目」「5. 町で検討すべき主な項目」について、意見を提出して頂いています。

今後、提出された意見内容をまとめ、2月中に災対部ごとに会議を開催し、それぞれ提出された意見をまとめ計画に反映させていきたいと考えております。また、計画（素案）作成を進める上で必要な場合は、その都度調整会議を開催して進めていきます。

7. 各種団体及び関係機関との意見交換会

東日本大震災の際は、自主防災会や消防団、婦人防火クラブなど多くの団体から避難誘導、行方不明者の捜索そして避難所運営といった様々な活動にご協力を頂きました。そのことから、当時の経験や反省等をこれから策定する新たな計画に反映させていく必要があります。

また、本町は復興計画に基づき震災前とは違った形に変わりながら、スピード感を持って復興が進んでいきます。

このため、震災時に関わりが大きかった各種団体や関係機関の方々と意見交換をしながら、様々な視点からの意見や課題、要望を計画に生かしていくことが大切であり、それらのことを計画に盛り込むことで、町全体が一体感を持ってあらゆる災害に対応できる地域防災計画を策定していきたいと考えております。

8. スケジュール（案）

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
亘理町防災会議		◎					◎			◎			
地震・津波対策部会					◎			◎					
庁内(各班長)での調整													
地区別カルテの作成													
地区別カルテの作成													
地区別防災課題の整理													
津波避難計画・避難所・緊急避難路見直し													
避難困難地域の抽出 等													
避難場所の見直し・設定													
津波避難計画見直し・作成													
亘理町地域防災計画の見直し													
意見収集													
地域防災計画(素案)の作成													
地域防災計画(素案)の修正													
避難勧告・指示基準の見直し													